

委 託 契 約 書 （案）

- 1 委 託 名 第3次倉敷市地域福祉計画策定支援業務委託
- 2 契 約 期 間 契約日から
令和8年3月31日（火）まで
- 3 委 託 料 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 契約保証金 ※倉敷市財務規則第173条及び第175条による※

上記の業務について、倉敷市（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受託者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受託者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

受託者 ●●●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●●

(総則)

- 第1条 発注者及び受託者は、頭書の契約に関し、この契約書及び業務委託仕様書に定めるところにより、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る調停の申立て又は訴訟の提起については、岡山地方裁判所をもって、合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(完了検査)

- 第2条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届及び成果品一式を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う職員として定めた職員（以下「検収員」という。）は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、発注者又は検収員が必要がないと認めるときは、受託者の立会いは要しないものとする。
- 3 受託者は、前項の検査に合格しなかったときは、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

- 第3条 受託者は、前条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(秘密の保持)

- 第4条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第5条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

- 第6条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受託者に損害が生じても発注者はその責めを負わないものとする。
- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続できる見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) その他契約の条項に違反したとき。
- 2 受託者は、前項の契約解除により発注者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、受託者の実施する業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ業務の目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第8条 前条の場合において、完了検査後1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が業務の履行にあたりその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(損害賠償)

第9条 業務の実施について生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 受託者は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(危険負担)

第10条 業務の実施中において受託者の受けた損害については、発注者はいかなる責めも負わない。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第12条 受託者は、業務の全部又は一部を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第13条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、委託料から履行部分に相応する委託料を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(疑義の取扱)

第14条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受託者とが協議して定める。